

京都府私学運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、私立学校の教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）を設置する学校法人に対し、当該学校の運営に要する経常的経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和36年京都府規則第23号、以下「規則」という。）及びとの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象)

第2 知事は、学校を設置する学校法人に対し、当該学校の運営に要する経常的経費のうち、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）による「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、「借入金等利息支出」及び「設備関係支出」について、補助する。
ただし、補助金の交付が不適当と認めるものはこの限りでない。

(補助額)

第3 補助金の額は、別に定める交付基準に基づき算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする学校法人は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 当該学校の収支予算書
- (2) 当該学校の前年度の収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 当該学校の学則
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 知事は、第4の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の要否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合、知事は補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件をつけることがある。

(事業計画の変更)

第6 補助金の交付を受けた学校法人が、補助事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（別記第2号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な事項の変更については、この限りでない。

(実績報告書)

第7 補助金の交付を受けた学校法人は、補助事業実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度終了後10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 当該学校の当該年度の収支計算書
- (2) 補助金の使途の明細を記載した書類

(書類の保存)

第8 補助金の交付を受けた学校法人は、補助金に係る経理を明らかにする諸帳簿を備え、かつ、証拠書類を整備して、年度終了後10年間保存しなければならない。

(補助金の減額等)

第9 知事は、学校法人文はその設置する学校が、次の各号のいずれかに該当するに認める場合には、その状況に応じ、補助金を減額して交付することができる。

また、その状況が著しく、補助の目的を達成できないと認められる場合には、補助金を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
 - (2) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠く場合
 - (3) 学校法人の運営上著しく適正を欠く収入・支出または財産の運用がある場合
 - (4) その他教育条件又は管理運営等に著しく適正を欠く場合
- 2 知事は、前項の各号のいずれかに該当する場合において、既に交付した補助金がある場合には、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附則

第1 この要綱は、昭和45年度分の補助金から適用する。

(学校法人立以外の幼稚園に係る補助)

第2 第1、第2、第4及び第8から第9までの規定中、学校法人には、当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により幼稚園を設置するもの（以下「設置者」という。）を含むものとする。

第3 別に定める交付基準による補助金交付の対象とする学校法人以外の者の設置する幼稚園は、設置者が学校法人化のための努力をする幼稚園とする。

第4 設置者で前2項の規定に基づき第2の規定により補助金の交付を受けるものは、当該補助金交付の対象となった幼稚園（以下「対象幼稚園」という。）の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づき経理しなければならない。この場合において会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第5 前項の規定による特別会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

第6 設置者で附則第2及び第3の規定に基づき第1の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、対象幼稚園が学校法人によって設置されるよう措置しなければならない。

第7 前項の期間の末日が昭和59年3月31日までに到来することとなる者で引き続き学校法人化のための努力をするものについては、同項中「当該交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内」とあるのは、「昭和60年3月31日まで」とする。

第8 対象幼稚園の設置者は、対象幼稚園の学校法人化の状況について、翌年度から毎年度6月30日までに、別に定める様式により知事に報告しなければならない。

第9 知事は、前項の報告により、対象幼稚園の設置者が学校法人化のための努力を払っていないと認められる場合には、翌年度以降当該対象幼稚園を補助金交付の対象としないものとする。

第10 知事は、対象幼稚園が附則第6及び第7に定める期間を経過した日において学校法人化によって設置されることとなっていない場合には、経過した日の属する年度以降当該対象幼稚園を補助金交付の対象としないものとする。

改正後の要綱は、昭和54年度分の補助金から適用する。

改正後の要綱は、昭和55年度分の補助金から適用する。

改正後の要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。

改正後の要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

改正後の要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

改正後の要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

改正後の要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

京都府私学運営費補助金（府内生徒割）事務の手引き

1 はじめに

京都府では、京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の試（修）学の奨励と保護者の教育費負担の軽減を図るために、京都府内の私立高等学校が府内生徒に係る「授業料」の軽減を実施する場合には、京都府私学運営費補助金の加算（以下「府内生徒割」といいます。）を行っています。

2 制度の概要

（1）府内生徒とは

府内生徒割において、府内生徒とは、以下の要件をすべて満たす生徒をいいます。

① 平成28年10月1日現在、京都府内の私立高等学校に在籍する生徒

ただし、退学又は休学した場合は、次のとおり取り扱います。

ア 9月30日以前の日付で退学又は休学した場合

・ 退学の場合 → 在籍生徒に含めない
・ 休学の場合 → 在籍生徒に含める

イ 10月1日以後の日付で退学又は休学した場合

・ 退学及び休学とも、在籍生徒に含める

② 保護者が京都府内に居住する生徒

ただし、単身赴任など何らかの事情により、保護者が現に京都府内に居住していない場合であっても、生徒の属する世帯の生活の本拠が京都府内にあり、かつ、他府県の学費軽減補助の対象とならないときは、保護者が京都府内に居住しているものとみなします。

（2）府内生徒割の額について

府内生徒の人数に、京都府私学運営費補助金交付要綱第3の規定による交付基準により定める補助単価（平成28年度については、以下の金額が限度。）を乗じて得た額を基本とします。

ただし、各学校法人（学校）から提出された事業計画書に基づき、その額の調整を行います。



（3）府内生徒割対象生徒数について

事業計画書（事業報告書）の（1）事業計画における「府内生徒割対象生徒数」欄には、府内生徒のうち以下の要件をすべて満たす生徒の人数があります。（授業料を全額免除されている生徒及び授業料相当額を学校法人等から給付されている生徒は対象外です。）

① 保護者の平成28年度の市（町、村）民税所得割額の合算（注）が、下表（4ページ）の学費軽減基準額（以下「基準額」といいます。）未満であること。

『保護者』…学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）で、府内に住所を有する者のこと。ただし、生徒等に保護者がいない場合は、該当生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）で、府内に住所を有する者を保護者とみなす。

※国の高等学校等修学支援金で保護者から除かれる者（児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長など）は同様に保護者から除いてください。

② 京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金交付要綱別表のうち1の項及び2の項の対象となる要件を満たしていない者であること。

なお、学校による授業料減免が実際に行われるか否かに関係なく、要件を満たす者は府内生徒割の対象とはなりません。

③ 昨年度までに既に3回（定期制高等学校にあっては、卒業までの最短期間分）府内生徒割の対象となっていないこと。ただし、3回以内であっても、国の高等学校等就学支援金の支給されていない場合は、府内生徒割の対象とはなりません。

（注）保護者が、海外勤務等により平成28年度の課税証明書が発行されない場合は、勤務する会社等において発行される給与支払証明書から市町村民税の所得割相当額を次の基準により計算し、保護者の市町村民税所得割額（市町村民税所得割額相当額）合算額が計算式に記載している該当する基準額未満であるかで判断してください。

なお、海外勤務等の場合は平成27年（平成27年1月～平成27年12月）の給与支払証明書により＜計算式＞で計算してください。

<計算式>海外勤務等の場合

- ① 保護者の一方が海外勤務（国内の保護者は無収入）により、平成28年度の課税証明書が発行されない場合は、会社等において発行される給与支払証明書から市町村民税所得割額相当額を次の年少扶養控除廃止前の税額計算式で計算し、成町村民税所得割額相当額が平成25年度以前入学生の場合より272,109円未満、平成26年度以降入学生の場合304,200円未満であるかで適用を判断します。（基準額表、平成25年度以前入学生は税法上の扶養親族は0人、基準額は272,109円未満となる。）
- ② 国内の保護者に収入があり、税法上の19歳未満の扶養親族がいる場合は、平成26年度以降入学生の場合304,200円未満であることと、平成25年度以前入学生の場合と当該扶養親族数に応じて、学費軽減基準額表から基準額を決定し下記計算式で計算した海外勤務者の市町村民税所得割額相当額と国内の保護者の当該年度市町村民税所得割額の合算が、学費軽減基準額未満であるかで適用を判断します。

B = 市町村民税所得割額相当額

A : 平成27年中の収入額（千円単位：千円未満切捨）

w : 扶養配偶者数（人）

x : 扶養親族数（年齢16歳未満の扶養親族を含む。扶養配偶者及び特定扶養親族者は含まない）（人）

y : 16～22歳の特定扶養親族者数（人）

z : 70歳以上の特定扶養親族者数（人）

*扶養親族の年齢は平成27年1月2日現在の年齢

*国内の保護者（国内の他の者）の税法上の扶養親族になっている扶養親族は数から除く

*扶養親族数は、税法上の扶養親族数ではなく、海外勤務の保護者が実際に扶養している親族の数

*円への換算レートの基準

（平成27年1・2月末日のレート）

単位：千円

$$\begin{aligned} A \leq 1,626 \text{ のとき } B &= (0.90A - 330w - 330x - 450y - 380z - 980) \times 6\% \\ 1,626 < A \leq 1,800 \text{ のとき } B &= (0.50A - 330w - 330x - 450y - 380z - 330) \times 6\% \\ 1,800 < A \leq 3,600 \text{ のとき } B &= (0.60A - 330w - 330x - 450y - 380z - 510) \times 6\% \\ 3,600 < A \leq 6,600 \text{ のとき } B &= (0.70A - 330w - 330x - 450y - 380z - 870) \times 6\% \\ 6,600 < A \leq 10,000 \text{ のとき } B &= (0.80A - 330w - 330x - 450y - 380z - 1,530) \times 6\% \\ 10,000 < A \text{ のとき } B &= (0.85A - 330w - 330x - 450y - 380z - 2,030) \times 6\% \end{aligned}$$

*計算の結果、B（＝市町村民税所得割額相当額）は小数点第2位以下を切り捨て、Bがマイナスとなる場合は、B = 0とし、上記①の場合

B < 272,109円（平成25年度以前入学生）、B < 304,200円（平成26年度以降入学生）の場合基準に合致

【学費軽減基準額表】（金額は平成28年度市町村民税所得割額）

平成26年度以降入学生用

学費軽減基準額		
304,200円未満		

平成25年度以前入学生用

19歳未満の扶養親族の数			学費軽減基準額		
16歳未満	16歳以上	19歳未満	16歳未満	16歳以上	19歳未満
0人	0人	0人	272,100円未満	4人	300,900円未満
	0人	1人	279,300円未満	1人	313,500円未満
	1人	0人	281,900円未満	2人	326,100円未満
	0人	2人	286,500円未満	3人	338,700円未満
	1人	1人	289,100円未満	4人	351,300円未満
	2人	0人	311,700円未満	0人	308,100円未満
2人	0人	3人	293,700円未満	1人	320,700円未満
	1人	2人	306,300円未満	2人	333,300円未満
	2人	1人	318,900円未満	3人	345,900円未満
	3人	0人	331,500円未満	4人	356,500円未満
				5人	371,100円未満

*扶養親族とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいいます。（課税証明書等（所得を証明する書類：市町村民税所得割額が分かるもの）に記載されている、扶養親族該当区分19歳未満の人数及びその他に記載されている人数のうち16歳以上19歳未満の者の数により人數を確認します。（税法上の扶養親族であって、保護者の子どもの数ではない。異なるケースもある。）

(4) 保護者からの提出書類について

保護者からの申請には、下記の①～④が必要となります。

①学費軽減申請書

- 「申請書」欄には、保護者のうち、学費負担している者の住所、氏名を記入の上、必ず押印。
- 平成25年度以前入学生については「19歳未満の扶養親族の数」欄には、保護者の19歳未満(H9.1.2以降生まれ)の扶養親族の数及び、学費軽減基準額表の当てはまる学費軽減基準額を記入。
- 「保護者の状況」欄には、保護者の氏名等を記入。なお、統柄は生徒を本人とした場合の統柄を記入。

②市町村民税所得割額・扶養親族数を証明する書類

- 市町村民税が発行する「課税証明書（全部事項証明）」の原本を添付。
- 自営業の方は「市町村民税・府民税納税通知書」のすべてのページのコピーでも可。
- 給与所得者の方は「市町村民税・府民税特別徴収税額通知書」のコピーでも可。

可。

※ただし、19歳未満の扶養親族がいるにも関わらず、これらの書類の「扶養親族」に、「扶養親族の人数の記載がない場合は、別途「源泉徴収票」若しくは「確定申告書(控)」により扶養親族の人数を確認してください。

③健康保険証のコピー(平成25年以前入学生のみ)

- ・②で確認した扶養親族のうち19歳未満の者の健康保険証のコピー
- 扶養関係と扶養親族の年齢の確認。確定申告書(控)(受付印のあるもの)でも可。

課税証明書等の「16歳未満」欄で人数が確認できる場合、16歳未満の扶養親族の健康保険証の写しの提出は省略可。

現在は就職等により新たに健康保険に加入しており、現在の健康保険証では扶養親族であることの確認ができない場合は、住民票(住民票の除票)をもって保護者と同居している(していた)ことを確認、扶養親族であったことを確認する。(就学支援金事務手続等Q&A参照)

3 助助金事務手続

(1) 事業計画書の提出

提出書類	ア 該当する事業がある場合
	(ア) 別紙様式1「平成28年度京都府私学運営費補助金(府内生徒割)に係る事業計画書の提出について」
	(イ) 別紙様式4-1「平成28年度京都府私学運営費補助金(府内生徒割)に係る事業計画書」
	(ウ) 別紙様式5「平成28年度学費軽減対象者一覧」
提出期限	イ 該当する事業がない場合
	(ア) 該当する事業がない旨の文書回答(様式任意)
提出期限	平成28年10月17日(月)必着 ※期限内に提出のない場合は、計画がないものとして取り扱います。
提出部数	各1部

提出方法	紙媒体による
提出先	京都府文化スポーツ部文教課小・中・高校担当
留意事項	<p>ア 別紙様式1については、「代表者名」欄に必ず代表者の職名を記入の上、代表者印を押印してください。</p> <p>イ 別紙様式4-1については、積算に必要な数式等が含まれているセルがあるので、様式を変更しないでください。</p> <p>また、提出に当たっては、必ず内容を点検の上、提出してください。</p>

(2) 変更事業計画書の提出

事業計画書を提出した後、その内容に変更があった場合にのみ提出してください。

提出書類	ア 別紙様式2「平成28年度京都府私学運営費補助金(府内生徒割)に係る変更事業計画書の提出について」
	イ 別紙様式4-2「平成28年度京都府私学運営費補助金(府内生徒割)に係る変更事業計画書」
	ウ 別紙様式5「平成28年度学費軽減対象者一覧」【変更前・変更後】
提出期限	平成29年1月6日(金)必着 ※期限内に提出のない場合は、変更がないものとして取り扱います。 1月6日以後に変更があった場合は、一度文教課まで御連絡ください。
提出部数	各1部
提出方法	紙媒体による
提出先	京都府文化スポーツ部文教課小・中・高校担当
留意事項	<p>ア 別紙様式2については、「代表者名」欄に必ず代表者の職名を記入の上、代表者印を押印してください。</p> <p>イ 別紙様式4-2については、積算に必要な数式等が含まれているセルがあるので、様式を変更しないでください。</p> <p>また、提出に当たっては、必ず内容を点検の上、提出してください。</p>

(3) 事業報告書の提出

提出書類	ア 別紙様式3「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る事業報告書の提出について」 イ 別紙様式4-3「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る事業報告書」 ウ 別紙様式5「平成28年度学費軽減対象者一覧」
提出期限	平成28年4月10日（月） <u>※事業計画書を提出していない場合は提出不要です。</u>
提出部数	各1部
提出方法	紙媒体による
提出先	京都府文化スポーツ部文教課小・中・高校担当
留意事項	ア 別添様式3については、「代表者名」欄に必ず代表者の職名を記入の上、代表者印を押印してください。 イ 別紙様式4-3については、積算に必要な数式等が含まれているセルがあるので、様式を変更しないでください。 また、提出に当たっては、記入（入力）内容と実績が一致するかどうか、必ず点検の上、提出してください。

(4) 府内生徒割の精算

事業完了の結果、10月1日現在在籍の府内生徒数や府内生徒割対象生徒数（実績）が事業計画時の人数よりも減少した場合、減少した人數に相当する府内生徒割の額については、返還していただきますので、該当した時点で一度、至急文教課まで御連絡願います。

(5) その他

事務処理に必要な次の様式については、いずれも電子媒体で送信しますので、必要に応じ利用してください。

- ① パンフレット「平成28年度学費軽減補助について」
- ② 学費軽減申請書（様式第1号）
- ③ 学費軽減決定通知書（様式第2号）

- ④ 学費軽減証票（様式第3号）
- ⑤ 「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る事業計画書の提出について」（別紙様式1）
- ⑥ 「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る変更事業計画書の提出について」（別紙様式2）
- ⑦ 「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る事業報告書の提出について」（別紙様式3）
- ⑧ 「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る事業計画書」（別紙様式4-1）
- ⑨ 「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る変更事業計画書」（別紙様式4-2）
- ⑩ 「平成28年度京都府私学運営費補助金（府内生徒割）に係る事業報告書」（別紙様式4-8）
- ⑪ 「平成28年度学費軽減対象者一覧」（別紙様式5）

4 授業料の軽減を行うに当たってのその他留意事項

- (1) 各学校法人（学校）に提出された保護者からの学費軽減申請関係書類については、各学校法人（学校）にて保管してください。
- (2) 各学校法人（学校）において、学費軽減対象者一覧に、国の就学支援金の支給、加算支給の状況、府の授業料免除補助の適用の有無等の情報を盛り込むなど、各修学支援制度の重複支給や支給を防止するように処理してください。
- (3) 各学校法人（学校）においては、保護者に対して学費軽減決定通知書により通知してください。
- (4) (3) の後、各学校法人（学校）においては、保護者から学費軽減証票の提出を受け、学年・組別に整理の上、保管してください。
- (5) 授業料の軽減を実施するに当たり知り得た生徒及び保護者等の個人情報については、授業料の軽減の審査のみに使用してください。
- (6) 京都府への提出書類の作成に当たっては、「（参考）入力事例」を参照してください。